

## 募集要項 (日本語)

### 「2025 年度東北大学国際功労賞・海外同窓会アワード」募集要項

#### I. 背景・目的

---

日本国外に居住する東北大学にゆかりのある者の中で、学問・文化・社会活動等において顕著な業績を上げ、そのことによって東北大学の国際的プレゼンスの向上に貢献した者を称えるとともに、東北大学の同窓生を中心として企画・実施された活動で、特色のある活動、又は東北大学と同窓生若しくは同窓生同士の連帯を大きく促進させた活動を表彰することにより、東北大学の同窓生による同窓会活動を奨励・促進することを目的とする。

#### II. 募集日程

---

4月中旬 募集開始

6月6日 エントリー期限 (カテゴリ I・個人表彰 & カテゴリ II・団体表彰)

6月～7月 審査

7月下旬 オンラインにおいて、受賞者発表

10月11日東北大学118周年ホームカミングデーにおいて表彰式 (※)

#### III. 表彰の内容

---

##### (1) 表彰カテゴリ

##### カテゴリ I 個人表彰

##### 「東北大学国際功労賞」 ( *Tohoku University International Award* )

: 原則として、東北大学の同窓生又は過去に東北大学で勤務経験を有し、日本国外に居住する本学にゆかりのある者の中で、学問・文化・社会活動等において顕著な業績を上げることで本学の国際的プレゼンスの向上に貢献を果たした者に対して 1名

##### カテゴリ II 団体表彰

##### 「海外同窓会アワード」 ( *Tohoku University Alumni Activity Award* )

本学の国際的プレゼンスの向上や地域社会に大きく貢献するイベント、若しくは同窓生ネットワークの拡大に資するイベントなど、特色のある活動に対して 1団体

(例: 専門領域についての一般向けセミナーやワークショップ、同窓生のネットワーキング・イベント等の開催)

##### (2) 表彰の内容 (※)

表彰状及び表彰式への招待 (渡航費は東北大学支弁)

※副賞あり

#### IV. 応募条件

---

##### (1) 応募資格

## 募集要項 (日本語)

応募資格者は、次の全てを満たす者とする。

### カテゴリ I (他薦)

応募対象 (表彰される者) 本人以外の者

### カテゴリ II (自薦)

- ・ 主催者が3名以上のグループであること (メンバーの国籍が同一であるかは問わない)
- ・ 主催者のうち3分の2以上が東北大学同窓生かつ Tohoku University Alumni Network 登録者であること

## (2) 応募対象となる者/取組

応募対象となる取組は、次の条件を満たすものとする

カテゴリ I 原則として、本学の同窓生又は過去に東北大学で勤務経験を有する等、日本国外に居住する本学にゆかりのある者の中で、学問・文化・社会活動等において顕著な業績を上げることで本学の国際的プレゼンスの向上に貢献を果たした者

### カテゴリ II

- ・ 共通：上記応募資格に該当する者により2024年4月1日～2025年5月31日までの期間に行われた取組
  - ・ 本学の国際的プレゼンスの向上や地域社会に大きく貢献するイベント、若しくは同窓生ネットワークの拡大に資するイベントなど、特色のある活動を実施し、原則として合計30人以上の参加を得たこと
  - ・ 若い世代の参加者に対し東北大学を紹介するイベントを開催し、原則として30人以上の参加を得たこと
- ※ 取組の開催形式については、オンライン・オフラインの区別は問わない

## V. 応募方法

---

### (1) 応募書類等

#### カテゴリ I

- 1 対象者の業績一覧
- 2 推薦書 (推薦理由)
- 3 新聞記事などの参考資料

#### カテゴリ II

- ① 東北大学海外同窓会活動アワード申請書
  - ② 取組みの様子を紹介する動画 (1分～3分間) や写真
- ※ 募集開示始点で既に終了した取組みで動画を残していない場合は、静止画を用いたスライドでも可とする

## 募集要項 (日本語)

### (2) 提出方法

上記資料を、以下の Google フォームにより東北大学基金・校友事業室校友係に提出する。

Google フォーム: <https://forms.gle/h9rWA6K5CoDzHRHL8>

※Google フォームを利用できない国・地域に居住する応募者については、事前に東北大学基金・校友事業室校友係 ([alumni@grp.tohoku.ac.jp](mailto:alumni@grp.tohoku.ac.jp)) に相談すること

### (3) 提出期限

2025年6月6日(金) 日本時間 17:00

以上